標題 : 県職共闘 第20回自治労地方労働行政交流集会

「『カスタマーハラスメント』を改めて考える

~適切な行政サービスを提供しつづけるために~」の開催について

発信番号: 自治労発2023第1478号

発信日付:2023年11月30日

宛先(団体):

宛先 :各県本部委員長様,各県職労委員長様,全国労政労委連絡会幹事様,全国職業訓練協

議会幹事様

送信者(団体):全日本自治団体労働組合 送信者:中央執行委員長 石上 千博

連日の取り組みに敬意を表します。

2019年6月に、労働施策総合推進法等が改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。この改正に伴い、2020年1月に、いわゆるパワハラ指針が策定され、これに併せてカスタマーハラスメント(カスハラ)に関しても、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことが望ましい旨、また、被害を防止するための取組を行うことが有効である旨が定められました。

その後、各業界等で対策が検討・整理される動きが強まってきていましたが、2023年11月からは東京都でカスハラ防止に向けた専門家会議が開催され、委員から都条例による規制が望ましいとの意見が上がるなど、カスハラ対策は新たな段階に突入しつつあるといえます。

行政機関に対する住民等からのカスハラ的言動は残念ながら一定程度存在しますが、その一方で、疾患や経済的困窮等の理由から行政機関への要求や要望がやむを得ず強い言動となって表現されることについては、セーフティネットとして一定程度忍受しなければならない場面があることも事実です。

そこで、カスハラを法的な視点から改めて考える機会をつくるために、民間相談員として東京都労働相談情報センターの運営にもご協力いただいている新村響子弁護士にご講演をお願いしました。

公共職業訓練・ハローワーク・労働センター・労働委員会など、労働行政分野で働く現場組合員、県職労役員、この問題に関心のある方々の積極的な参加をお願いします。

記

1. 日 時 2023年12月21日(木) 15時~17時

2. 会 場

対面とウェブのハイブリッド方式で開催します。

(1)対面参加の場合

自治労会館 6階ホール 東京都千代田区六番町1

(2)ウェブ参加の場合

https://us02web.zoom.us/j/81414284292

ミーティング ID: 814 1428 4292

パスコード: 864497

- 3. 内 容
 - (1) 基調講演「カスタマーハラスメントの法的位置づけと基本的な対策」(仮題) 講師 新村響子弁護士(旬報法律事務所)
 - (2) 現場からの報告
- 4. 参加要請 各県職労役員、職業訓練・労働行政・労働委員会事務局・職業安定行政の職場代表者、その他関心のある組合員
 - 5. 旅費 各単組負担でお願いします。
- 6. 出欠報告参加報告は、「別紙参加報告書」にて、各県本部にご報告ください。各県本部は、各都道府県職労の報告により、下記キントーン(Web出欠回答システム)にて12月8日(金)までに参加者の報告をお願いします。

ウェブ参加の方には、当日の資料をお送りしますので、メールアドレスをお送りください。 https://jichiro.cybozu.com/k/957/

7. 内容についての問い合わせ 全国労政・労委連絡会事務局長 奥田正順 (職場 東京都労働相談情報センター相談調査課【TEL】03-5211-2347

添付ファイル:

第20回労働行政交流集会 参加報告書.doc